

介護職員等処遇改善加算の拡充

令和8年度（2026年度）改定のポイントまとめ



他産業との賃金差を 埋めるための「期中改定」

- 「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき、人材流出を防ぐための緊急対応を実施。
- 令和9年度の定期改定を待たず、令和8年6月からスタートします。
- 全産業的な賃上げの流れに乗り、介護従事者の処遇を他職種と遜色のないレベルへ引き上げることを目指します。



今回の拡充、3つのポイント



1. 対象拡大

介護職員だけでなく、看護・リハビリ・ケアマネジャーなど「介護従事者」全体へ対象を広げます。



2. ベースアップ

幅広い職種に対し、月額1.0万円（3.3%）相当の賃上げ措置を実施。



3. 生産性向上

生産性向上や協働化に取り組む事業所には、さらに月額0.7万円（2.4%）の上乗せ。

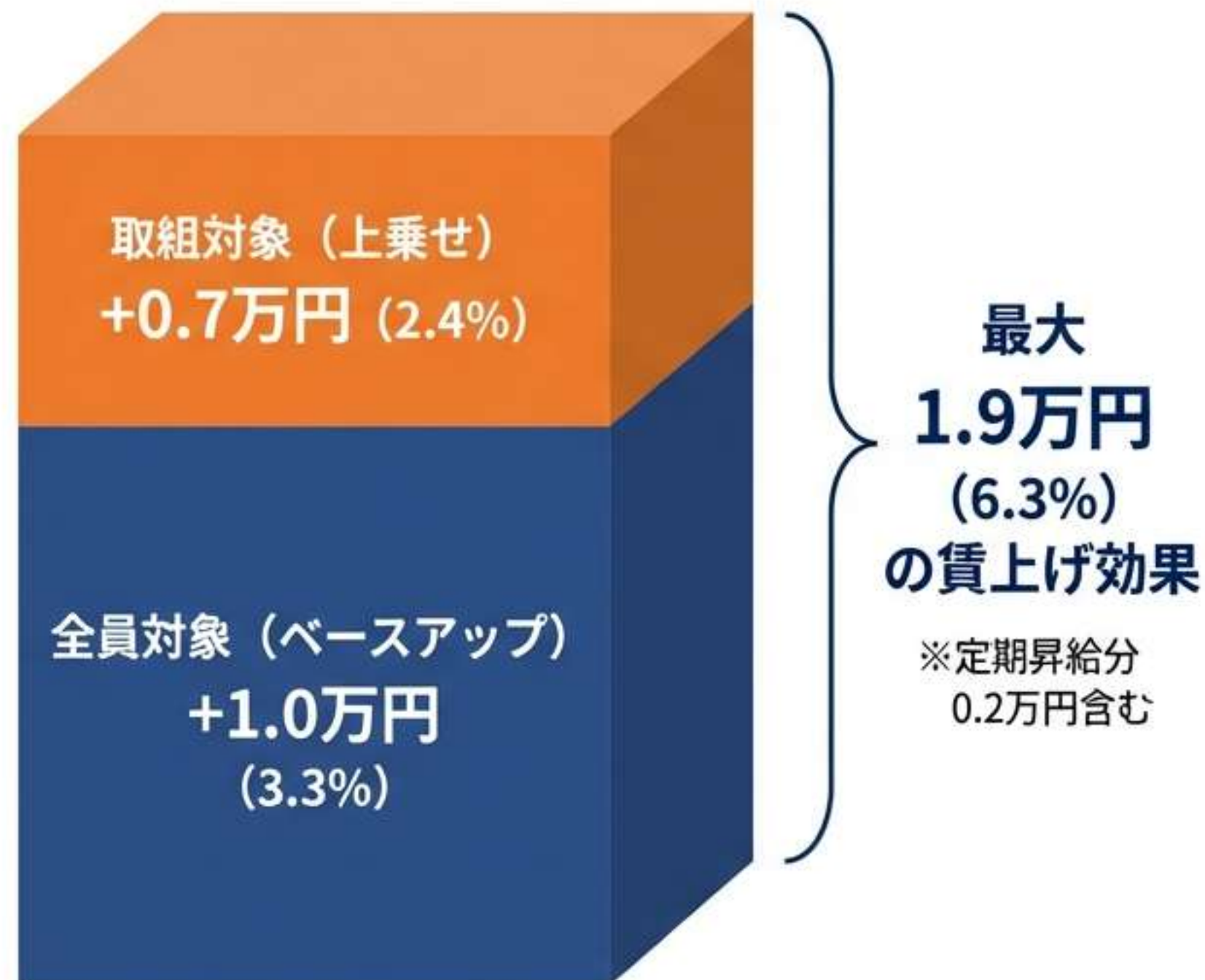
介護職員だけでなく、「介護従事者」全体へ



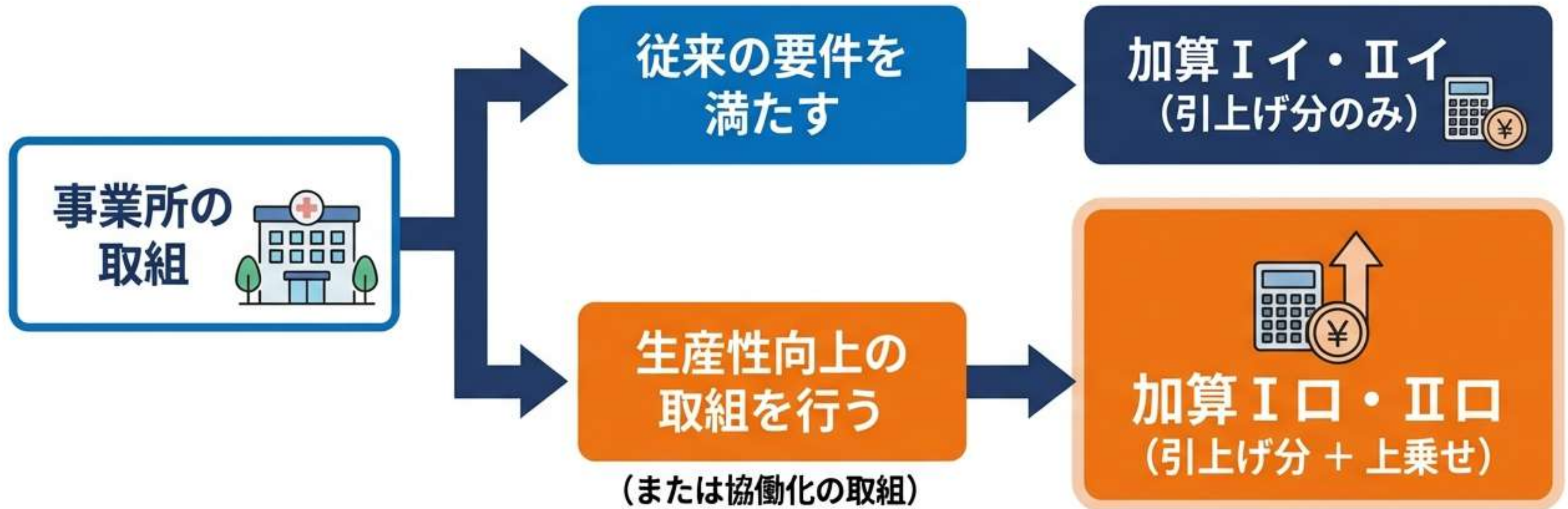
- 従来は対象外だった職種も、今回の改定で賃上げの対象になります。
- チーム全体でのケアの質向上と、多職種間での賃金バランスの確保を図ります。

賃上げは「全員」＋「取組」の2階建て構造

- **1階部分**：介護従事者を対象に幅広く実施されるベースアップ。
- **2階部分**：「生産性向上」や「協働化」に取り組む事業所に対する上乗せ評価。



「生産性向上」や「協働化」で加算率が上乘せ



- 「イ」区分（旧加算Ⅰ・Ⅱ相当）：従来の要件を満たす場合。
- 「ロ」区分（新設）：生産性向上・協働化に取り組む場合。

上乗せ加算に必要な「生産性向上」とは？



見守り機器や インカム等の導入

テクノロジー活用による業務負担軽減（生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱの取得）。



ケアプランデータ 連携システムの活用

事務作業の効率化と多職種連携（システムの加入・実績報告）。



業務の切り分け・ タスクシェア

介護職員が専門業務に集中できる環境づくり。

※施設系は「生産性向上推進体制加算」、訪問・通所系は「データ連携システム」等が要件となります。

新たに対象となるサービス（訪問看護・リハ・居宅）



訪問看護・訪問リハ



居宅介護支援

これまで対象外だったサービスについては、
「処遇改善加算Ⅳ」に準ずる要件が設定されます。

- ・ キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ（賃金体系の整備、研修の実施等）
- ・ 職場環境等要件

令和8年度中は「誓約」のみで算定可能とする
経過措置が適用されます。

事務負担に配慮した「経過措置」

スタート時は「誓約」だけで算定可能です

機器導入や計画策定に
時間がかかっても
大丈夫。



「令和8年度中に
対応する」旨を誓約
すれば、
6月の開始時点から
加算を算定できます。

今後のスケジュール



6月施行に向けて、要件の確認と申請準備を進めましょう。

【関連】基準費用額（食費）の見直し



食材料費の高騰を踏まえ、令和9年度改定を待たずに見直しを実施します。

- ・時期：令和8年8月より
- ・内容：基準費用額を1日あたり100円引き上げ
- ・利用者負担：所得区分（第3段階等）に応じて、負担限度額も30円～60円引き上げ（低所得者への配慮あり）。

まとめ：新制度活用のポイント

- 
- ✓ 対象拡大：看護・リハ・ケアマネを含む全介護従事者が対象に。
 - ✓ 大幅賃上げ：ベースアップ＋生産性向上で、月額最大1.9万円の効果。
 - ✓ 柔軟な開始：令和8年度中は「誓約」による算定が可能。
 - ✓ 次のアクション：6月の改正に向け、自事業所の要件と取組状況を確認しましょう。